

土管第 207 号
平成25年3月29日

土木部各課（室）長
土木部各出先機関の長 様

土木管理課長

橋梁照明における「一般国道等の長大な橋梁」の定義について

「道路照明施設設置基準・同解説」において、局部照明を設置する箇所として示されている「一般国道等の長大な橋梁」の定義は、「橋長 100m 以上」とする。

土木管理課 技術管理G
(内3319)